

松戸市死後事務サービス支援制度運営要領

(目的)

第1条 松戸市死後事務サービス支援制度（以下「本制度」という。）は、死後事務サービスを提供する者（以下「死後事務サービス提供者」という。）のうち、一定の基準を満たす法人の名簿（以下「名簿」という。）を公開することで、松戸市民に死後事務サービス提供者を選ぶ一助としてもらい、これをもって死後事務サービスの利用促進を図ることを目的とする。

(利用対象)

第2条 本制度の利用対象は松戸市民とする。

(登録基準)

第3条 死後事務サービス提供者のうち、以下の基準を全て満たす法人を名簿に登録することができる。ただし、登録しないことが妥当と認められる場合は、この限りではない。

- (1) 松戸市民に対して死後事務サービスを提供できること。
- (2) 死後事務委任契約の締結にあたり、書面にて契約書を作成し、利用者に交付すること。
- (3) 本制度において提供する死後事務サービスには、必ず医療機関等へのご遺体の引き取りから火葬・埋葬までの死後事務を含めること。
- (4) 死後事務サービスを医療機関等へのご遺体の引き取りから火葬・埋葬まで（直葬）とする場合、火葬に要する実費を含む利用料金を30万円以内に設定すること。
- (5) 利用者が死後事務サービスの利用料金を前払金（預託金）として用意できない場合に、利用者が生前に契約する保険契約に基づき、利用者の死後に支払われる保険金を利用料金の原資とする等、保険の活用を可能とすること。
- (6) 死後事務サービス提供者は、利用者が速やかに保険を活用できるよう、事前に保険会社と協議する等、準備を整えること。

- (7) 利用者の死後、速やかに死後事務サービスを履行できる体制とするため、次の措置を講じること。
 - ア 利用者の安否確認のため、毎月最低1回は架電する等の措置を講じること。
 - イ 利用者に対して死後事務サービス提供者の連絡先や死後事務委任契約を締結していることを記載した書類を配布し、常時携帯及び住居内に掲示するよう周知すること。
 - (8) 松戸市税（納税地が松戸市外の場合は、当該地の市町村税）を滞納していないこと。
 - (9) 継続的に事業を運営している法人であり、かつ永続的な法人運営を目指して複数人で構成されていること。
- 2 前項で定める基準に対する適合の判断は、原則として申出者からの自己申告によるものとする。ただし、適合の判断に疑義が生じる場合は、この限りではなく、必要に応じて申出者又は関係者に聞き取り等の調査を行う。

（努力義務）

第4条 名簿登録された法人（以下「名簿登録法人」という。）

は、次に定める各号の実施に努めること。

- (1) 死後事務委任契約の締結にあたり、公正証書の作成又は契約書に利用者と名簿登録法人の双方が実印を用いて印鑑証明書を添付すること。ただし、利用者が希望しない場合は、この限りではない。
- (2) 利用者が死後事務サービスの利用料金を前払金（預託金）として支払う場合、信託銀行又は信託会社を相手とする信託契約を利用する等、その保全措置を講じること。
- (3) 国が定める「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」を遵守し、適切な事業運営に努めること。

（登録申出等の手続き）

第5条 名簿登録を申し出る者は、次に定める各号の書類を松戸市に提出すること。

- (1) 松戸市死後事務サービス支援制度名簿登録申出書（様式1）

- (2) 松戸市死後事務サービス支援制度（名簿登録法人）誓約書（様式2）
 - (3) 松戸市税（納税地が松戸市外の場合は、当該地の市町村税）に滞納がないことを証する書
 - (4) 本要領第3条第1項第4号に定める利用料金の上限に関する基準を満たすことが分かる書類（同号に定める死後事務サービスの見積書等）
- 2 名簿登録法人は、松戸市に対して本制度の実績を記載した松戸市死後事務サービス支援制度実績報告書（様式3）を翌年度の4月末日までに提出すること。
 - 3 名簿登録申出書の情報に変更が生じた場合及び名簿からの削除を希望する場合、松戸市に対して速やかに、その旨を記載した申出書（様式4）を提出すること。
 - 4 名簿登録法人が次年度も引き続き名簿登録を希望する場合、本条第1項で定める手続きを要する。ただし、本条第1項第3号で定める書類が、直近に提出したものと同一の内容であると認められる場合、これを省略することができる。

（利用方法）

- 第6条 本制度の利用者は、利用者自身の判断で名簿に記載の情報を活用し、死後事務サービス提供者を選択のうえ、直接連絡するものとする。
- 2 利用者は松戸市に対する相談・手続きを要しない。
 - 3 本制度の利用に係る手数料は無料とする。ただし、通信料など利用者に発生する費用は自己負担とする。

（名簿公開）

- 第7条 松戸市は、市民が死後事務サービス提供者を選ぶ参考として名簿を公開する。
- 2 名簿は名簿登録法人からの申出情報を掲載するものであり、松戸市が情報の正確性、完全性、最新性などを保証するものではない。
 - 3 名簿の公開期間は、松戸市が登録を判断した日から、申出書を提出した日の属する年度の末日までとする。
 - 4 松戸市は、本制度を変更した場合や、名簿登録法人が基準を満たさないことが判明した場合等において、前項に定める

公開期間内であっても、名簿からの削除や記載事項の変更等を行うことができる。

- 5 松戸市は利用者に対して特定の名簿登録法人及び死後事務サービス、保険会社・商品等の紹介又は斡旋（これに類する行為を含む。）をしてはならない。

（留意事項）

第8条 本制度における留意事項は次に定める各号のとおりとする。

- (1) 利用者及び名簿登録法人等は、本制度を利用又は登録等することで、本要領の内容を理解し、同意したものとみなす。
- (2) 本制度の利用及び登録等にあたり、利用者及び名簿登録法人等は、各々の責任において判断するものとする。本制度を通じて行われる、いかなる行動及びその結果について、松戸市及びその職員は一切の責任を負わない。
- (3) 死後事務サービスは、利用者と名簿登録法人間における死後事務委任契約に基づくものであるため、松戸市は個々の死後事務委任契約の内容及びその履行に関与しない。
- (4) 本制度の利用等に要する費用は、利用者又は名簿登録法人等がそれぞれ負担するものとし、松戸市は、これらに対する費用助成等を行わない。
- (5) 名簿登録法人等は、本制度を政治活動又は宗教活動を目的として利用してはならない。

附 則

この運営要領は、令和7年6月1日から施行する。

附 則（令和8年3月1日一部改正）

- 1 この運営要領は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この運営要領による改正後の規定に基づく登録申出等の準備行為は、令和8年4月1日前においても行うことができる。